

最近の官庁営繕行政について

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（H29.1.20）を受けた取組状況
2. 営繕事業における働き方改革の取組
3. 営繕事業における生産性向上技術の活用
4. 官庁施設におけるポテンシャル（性能）評価の試行
5. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組
6. 霞が関地区の主な整備状況

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（H29.1.20）

を受けた取組状況（R7.7時点）

○ 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において、国土交通省が当面実施すべき施策について提言された。その主な取組状況は、以下のとおり。

答申 IV. 当面実施すべき施策	主な取組	継続的な見直し、発注者の理解促進等を図る
(1) 発注者の役割の理解の促進	「公共建築工事の発注者の役割」解説書の作成・公表 (H29.6 第一版、H30.10 第二版、R3.7 第三版)	
(2) 技術基準等の整備・活用と人材育成の促進等	技術基準等の整備・活用の促進 技術基準等の改定 公共建築工事標準仕様書等（R7.3） 公共建築工事積算基準類（R7.3） 技術基準等に関する概要、官庁営繕のQ&A、「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」解説・パンフレット等（R7.3）の作成 人材育成の促進 公共建築工事に関する研修についての情報提供 発注者の業務内容に関する情報提供 「営繕事業における働き方改革の取組について」の公表	
(3) 個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境の整備	公共建築相談窓口における対応 外部機関の活用に関する環境の整備 「発注者支援業務等業務委託様式事例集」の作成・公表（R元.6）	
(4) 発注者間の協力や連携の促進等	「全国営繕主管課長会議」等の開催 「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」の作成・公表（R3.7） 「公共建築物（庁舎）におけるZEB事例集」の作成・公表（R4.3） 「公共建築物におけるZEB事例研究」の作成・公表（R6.6） 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」の改定（R7.7）	
上記(1)～(4)共通	ポータルサイトの開設（H29.4）	

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」解説・パンフレット



国土交通省

○「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」(R6.1)は、官庁施設に係る設計・工事監理業務等の委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を、業務報酬基準※の考え方に基づき定めたもので、公共発注機関においても広く活用。

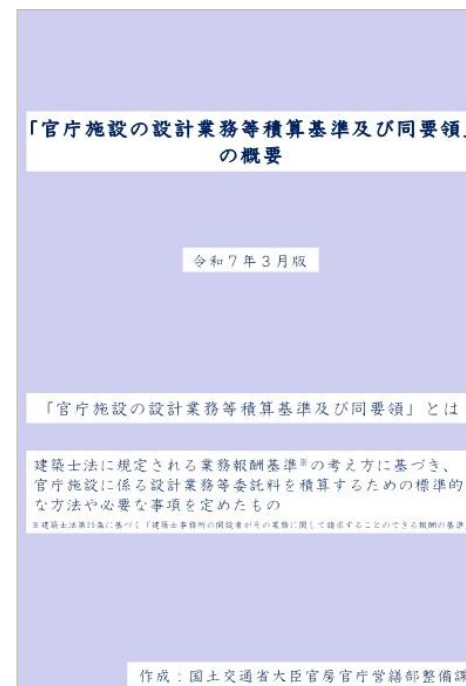
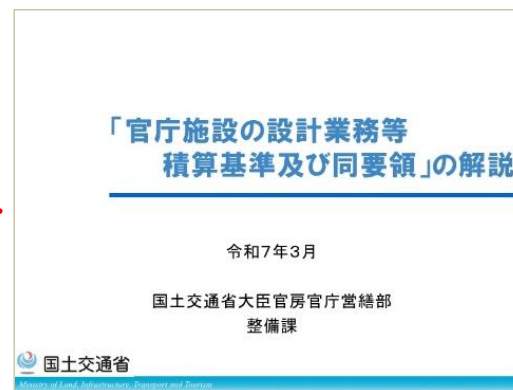
○今般、理解を深めるための「解説」と、よりよく知っていただくための「パンフレット」を作成 (R7.3)。

※ 建築士法第25条に基づく「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」

解説 目次

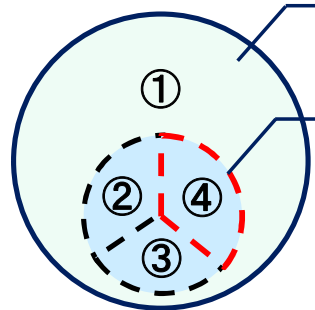
1. 「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」の概要
2. 設計業務等委託料の算定方法
3. 留意事項(公共建築相談窓口等で質問が多い内容のまとめ)
 3. 1 交通費の取扱い(諸経費・特別経費)
 3. 2 対象外業務率
 3. 3 積算業務の内容
 3. 4 一般業務と追加業務の区別について
 3. 5 図面1枚あたりの所要工数・複雑度
 3. 6 CADデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度
 3. 7 委託内容の契約図書等への明示と適切な設計業務等委託料の積算

留意事項



▲パンフレット表紙

位置づけのイメージ図



業務報酬基準等の制定範囲

- ① 業務報酬基準等のみに含まれるもの

官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領の制定範囲

- ② 業務報酬基準等をそのまま反映しているもの
③ 業務報酬基準等の内容と整合しつつ、基準・要領独自の表記としているもの
④ 業務報酬基準等で個別に定めるとしているもので、基準・要領独自の実態調査に基づき、算定に必要な内容について設定しているもの

設計業務等委託料の構成

設計業務等委託料 = 直接人件費 + 諸経費 + 技術料等経費 + 特別経費 + 消費税等相当額

国土交通省ホームページURL

基準及び要領、解説、パンフレット
https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_gyousekisanakijun.htm

公共発注機関における予定価格の適正な設定に資するよう、官庁営繕における設計業務等委託料の積算方法を周知

2. 営繕事業における働き方改革の取組

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の推進	○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 「完全週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 ・実勢価格や現場実態的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用
-------------	---

生産性向上

ICTの積極的な活用等	○ 生産性向上技術の活用 ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書の作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（士会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

第三次・担い手3法※(令和6年改正)等を踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、令和7年度より下記のとおり取組を拡充し、働き方改革をより一層推進する。

※品確法・建設業法・入契法の一体的改正

完全週休2日の確保

- 「週休2日促進工事」において、「完全週休2日」の確保に向けた取組を推進。
(原則、土日を現場閉所日。ただし、協議により代替曜日への変更可。)
- 週休2日の取組状況に応じて労務費を補正。
加えて、完全週休2日を達成する場合は現場管理費についても補正。

働き方改革、生産性向上に配慮した仕様書の適用

- 令和7年4月1日より適用する「公共建築工事標準仕様書」等に次の規定を追加。
 - ・受発注者間の円滑な工期変更の協議のため、受注者の責によらない事由が生じ全体工期に影響を及ぼす場合は、監督職員に報告。
 - ・情報共有システムによる書面の提出等や遠隔臨場による情報通信技術の活用。

関係者間調整の更なる円滑化に向けた取組の確実な推進

- 「営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項」(令和5年3月)について、特に設計に関する取組についての理解を深めるための事例解説を作成。(令和7年3月)
- これを参照しつつ、更なる生産性向上に向けて、関係者間調整の円滑化への取組を引き続き推進。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

建設業の働き方改革に考慮した工期の設定

- 公共建築分野の発注者が連携して建設業の働き方改革を推進するために取りまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」について、建設業団体等にも意見を求めつつ、各省各庁及び地方公共団体とともに見直し。(令和7年7月)

- 国土交通省が発注する営繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施している。
- 品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針の改正において、「土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつその取組の質の向上を努めることが重要である。」とされたことを踏まえ、**令和7年度より、工期中の全ての週における週休2日の確保に向けた取組を推進**する。

発注方式

次のいずれかの方式により発注する。

発注方式	対象期間の現場閉所※1の状況		
	全ての週※2で2日※3以上 (新規)	全ての月で4週8休以上 (月単位の週休2日)	全体で4週8休以上 (通期の週休2日)
I型	受注者が選択※4	必須	必須
II型	受注者が選択	受注者が選択	必須

- ※1 分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態（現場休息）とする。
- ※2 原則として土曜日から金曜日の7日間とする。
- ※3 原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定する。土曜日又は日曜日を現場閉所日としない場合は当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定する。
- ※4 受注者が工事着手前に発注者と協議する。

労務費の補正

- ・ 現場閉所の状況に応じた労務費及び現場管理費の補正係数を設定
- ・ 予定価格の作成に当たっては、対象期間の**全ての週で2日以上**の現場閉所を行うことを前提として労務費及び現場管理費を補正
- ・ 現場閉所の達成状況を確認し、対象期間の現場閉所の状況が各水準に満たない場合は、水準に応じた補正分を減額変更

対象期間の 現場閉所の状況	補正係数	
	労務費	現場 管理費
全ての週で2日以上	1.02	1.01
全ての月で4週8休以上	1.02	なし
全体で4週8休以上	なし	なし

工事関係者の対応

- ・ 現場閉所の確認（受発注者双方の事務負担が増大しないよう既存書類を活用。）
- ・ モニタリング（受発注者へアンケート調査を実施し、週休2日確保の阻害要因を把握のうえ対応策を検討。）
- ・ 工事成績評価（従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。
明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点。）

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3公表）のうち、特に設計に関する取組みについての理解を深めるための「事例解説」を作成しました（R7.3）。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3）

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階（設計段階、施工段階）において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むもの（該当箇所の抜粋）

【1.設計段階】

(1) 設計条件の明示

① 諸条件の整理と適用基準 ② 敷地や周辺の状況

(2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み

① 設計業務プロセス管理 ② 図面の整合性 ③ 設計段階における施工条件の確認 ④ 指定仮設の確認

【2.施工段階】

(1) 余裕期間の設定 (2) 遅滞ない設計意図伝達※1等 (3) 納まり等の調整※2の効率化

(4) 情報共有や検討等の迅速化 (5) 設計図書の変更への対応

※1: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等

※2: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

事例解説（R7.3）

● 参考事例

建設業団体より提供を受けた、過去3年間（62事例）の情報を基に、事例を整理（8分類）

◆ 改善点

参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例を記載

■ 関係者間調整の円滑化に役立つ参考資料

- 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化
- 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
- 設計図書整合性向上ガイドブック（日本建築士会連合会）
- 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）・Q&A（案）
- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方（及び事例解説）
- 「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）

- 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」は、国、都道府県及び政令市が連携して、公共建築工事において適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめたものである。
- 令和6年4月より建設業において時間外労働規制が適用されたこと等、建設業にまつわる動向等を踏まえ、建設業の働き方改革をより一層推進するために改定。（令和7年7月）

第1 基本方針

（赤字は主な改定点）

工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定をするものとする。

長時間労働是正や週休2日の達成等の働き方改革の推進にも考慮する。

第2 適正な工期を確保するための方策

1. 企画、調査及び設計段階

- (1) 調整等に要する期間を十分に想定した事業の企画
- (2) 次の事項に留意した調査・設計
 - ①敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
 - ②騒音・振動作業や立入り制限等の入居官署等との協議・把握
 - ③工期に影響を及ぼす事項の施工条件明示
 - ④設計図書の不整合・誤謬等を防止するための確実な図面審査
 - ⑤施工段階で行う行政手続きの設計段階での調整

2. 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 必要に応じて余裕期間の設定等の契約上の工夫
- (3) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (4) 工事中に入居官署等が対応すべき事項の把握

3. 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

4. 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為
ウィークリースタンスの配慮とワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
週休2日の確保にあたり、必要に応じて関係者と調整
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施
- (4) 工事関係書類の明確化・効率化
- (5) 工期変更への誠実な協議

第3 適正な工期を設定するための留意事項

- (1) 多雨・猛暑など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮
- (2) 月単位の週休2日の確保や不稼働日等を考慮
- (3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮

第4 工期の変更

資機材・労務の需給環境の変化や天災等により作業不能日が増加した場合等において適切な設計変更等を実施

3. 営繕事業における生産性向上技術の活用

BIM※1活用

※1 Building Information Modelling

●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

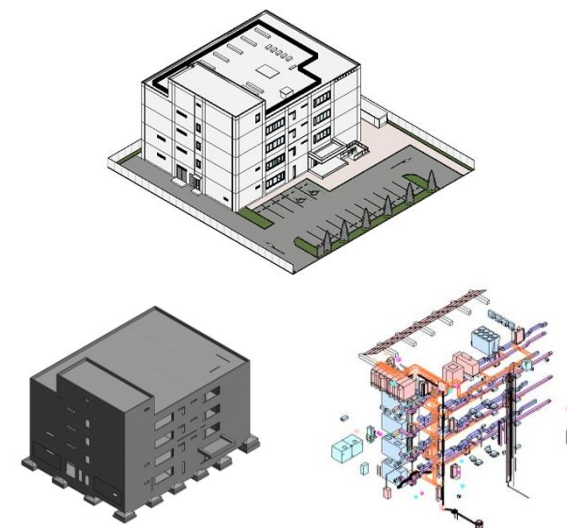
令和5年度から、原則として全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※2を適用。

※2 Employer's Information Requirements (発注者情報要件)

- ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、BIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- ・BIM伝達会議において工事受注者に設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。

●BIMデータを活用した積算業務（試行）

令和5年度から、BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要な条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「BIM連携積算」を試行。



「営繕BIMモデル」（令和6年10月23日公開）
（指定項目への対応を基本とした総合、構造、設備のBIMデータ例）

デジタル技術を活用した監督・検査の試行

令和5年度から、デジタル配筋検査、デジタルガス圧接継手外観検査の試行を開始。

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。従来の目視による確認からタブレット等で撮影した画像判定の確認に代える。

●デジタル配筋検査（試行）



（従来）マーキング、メジャーの設置



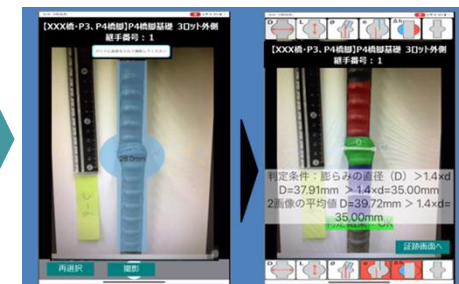
対象物を撮影

検査結果
（判定結果＋計測値）

●デジタルガス圧接継手外観検査（試行）



（従来）SYゲージによる計測



対象物を撮影
（撮影ガイド付き）

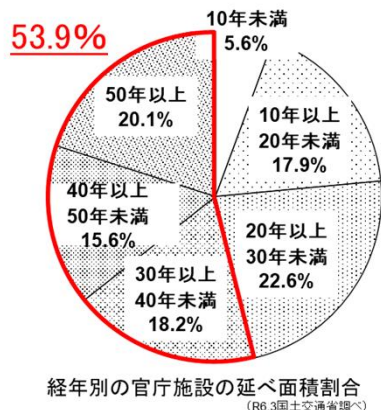
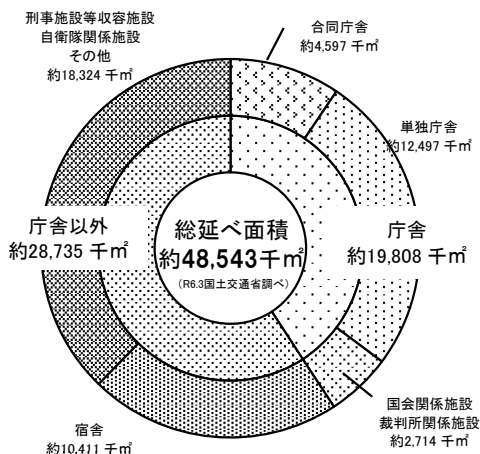
検査結果
（判定結果＋計測値）

4. 官庁施設におけるポテンシャル(性能)評価の試行

○官庁施設は半数以上が築後30年を超えており、その多くが今後改修や更新の時期を迎えることから、**必須性能**(安全上・業務遂行上の著しい問題が生じる項目)と**付加的性能**(使い勝手や運用上の制約が生じる項目)の2つの観点における課題の度合いに応じて、**更新を優先的に検討**する施設と**長寿命化を優先的に検討**する施設を整理するための**評価手法**について試行を開始します。

官庁施設の現況

官庁施設は延べ面積が約4,900万㎡(約13,000施設)、うち築後30年以上のものが5割強であり、老朽化対策の計画的かつ効率的な実施が必要



ポテンシャル(性能)評価の方法

- (1) 試行対象 大規模修繕の検討が必要となる時期を考慮して、**築後25年以上を経過した合同庁舎**
- (2) 評価時期 地方整備局等の営繕職員が営繕工事の企画・立案等のために実施している**施設の実態調査にあわせて実施**
- (3) 評価方法 評価対象施設の**必須性能**と**付加的性能**について、**項目ごとに課題の度合いを評価して点数化し、それぞれ総合点を算定する。**

必須性能評価		付加的性能評価	
安全上・業務遂行上の著しい問題が生じる項目を評価		使い勝手や運用上の制約が生じる項目を評価	
評価項目	立地の被災リスク	評価項目	立地の利便性
	老朽		環境負荷低減性
	狭あい		周辺環境保全性
	施設の不備 (防災機能に係る施設の不備を除く)		防犯性
	防災機能に係る施設の不備		ユニバーサルデザイン
	利用安全性		室内環境性
	敷地の不良		耐用性
			保全性
			分散

評価結果に基づく方向性の検討

以下①から③に施設を整理して対応の方向性の検討を行う。

①**必須性能評価の総合点が100点以上**
更新の時期にある可能性が高いため更新を優先的に検討する

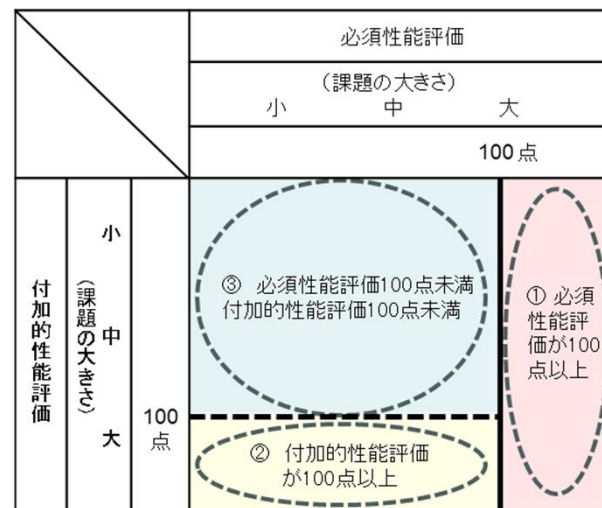
②**付加的性能評価の総合点が100点以上(①の施設を除く)**
個別施設の実情に応じた対応を検討する

(長寿命化のための老朽化対策を行う場合は、検討の進捗により必要に応じて、コスト、耐用年数、確保できる性能等を総合的に考慮して検討を行う)

③**必須性能評価・付加的性能評価の総合点のいずれも100点未満**

長寿命化して長く使う価値があると考えられ、必要に応じ、個別施設の実情に応じた対応を検討する

(必須性能評価の総合点が高いものはできる限り早期の改善を要する一方で、改善を要する課題が多く長寿命化のための老朽化対策を行うより更新に合理性がある場合も考えられるため、更新する場合と老朽化対策を行う場合のいずれがより合理的か、検討の進捗により必要に応じて、コスト、耐用年数、確保できる性能等を総合的に考慮して検討する)



5. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組 (ZEB)

官庁営繕事業においては、脱炭素社会の実現に向け、政府実行計画※¹に基づき ZEB の実現を目指すこととし、以下の取組を実施している。

※¹ 政府実行計画 (R7.2 閣議決定)

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

■ 主な取組

- 新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上として整備。
- 太陽光等の再生可能エネルギー利用を推進。
- 国と地方公共団体におけるZEB の実現に向けた取組の参考となる事例集を作成。
 - ・「公共建築物（庁舎）における ZEB 事例集」 (R4.3)
 - ・「公共建築物におけるZEB事例研究」 ※² (R6.6)
- 官庁施設が確保すべきエネルギー消費性能を規定する「官庁施設の環境保全性基準」※³を改定。(R4.3)



【太陽光発電設備の設置例】

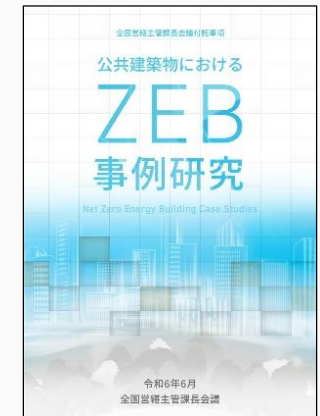
■ 先行事例

- 「名古屋第4地方合同庁舎」において、設計段階でZEB Ready を達成しており、現在施行中。

【概要】建設場所：愛知県名古屋市中区三の丸2丁目6-2
延べ面積：約25,700㎡
構造規模：RC造（一部S造） 地上11階 地下1階
完成予定：令和8年3月



【名古屋第4地方合同庁舎】
(完成予想図)



【公共建築物におけるZEB
事例研究(R6.6)】

※² 全国営繕主管課長会議において作成

※³ 各府省庁が共通して使用する「統一基準」

官庁施設のライフサイクルカーボンを削減するため、令和7年度から新築官庁施設の設計段階において、ライフサイクルカーボンを算定し建築物LCA※1を先行実施している。

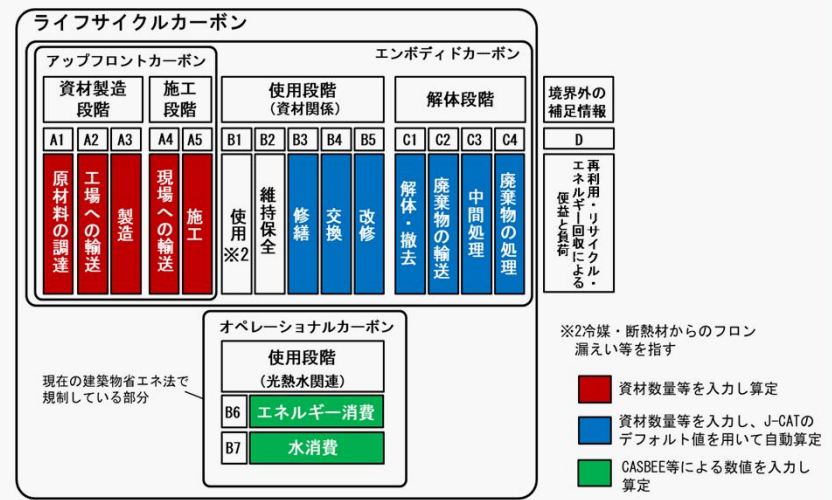
※1 建築物のライフサイクル全体におけるCO2を含む環境負荷を算定・評価すること

■ 最近の動向

- 地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等 において、建築物のライフサイクルカーボンの削減や、算定・評価等を促進するための制度を構築することが決定。
- 建築物のライフサイクルカーボン評価ツールJ-CATが開発され2024年10月に公表。
- 「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」において、国が建設する庁舎等において建築物 LCA を先行的に実施することが決定。

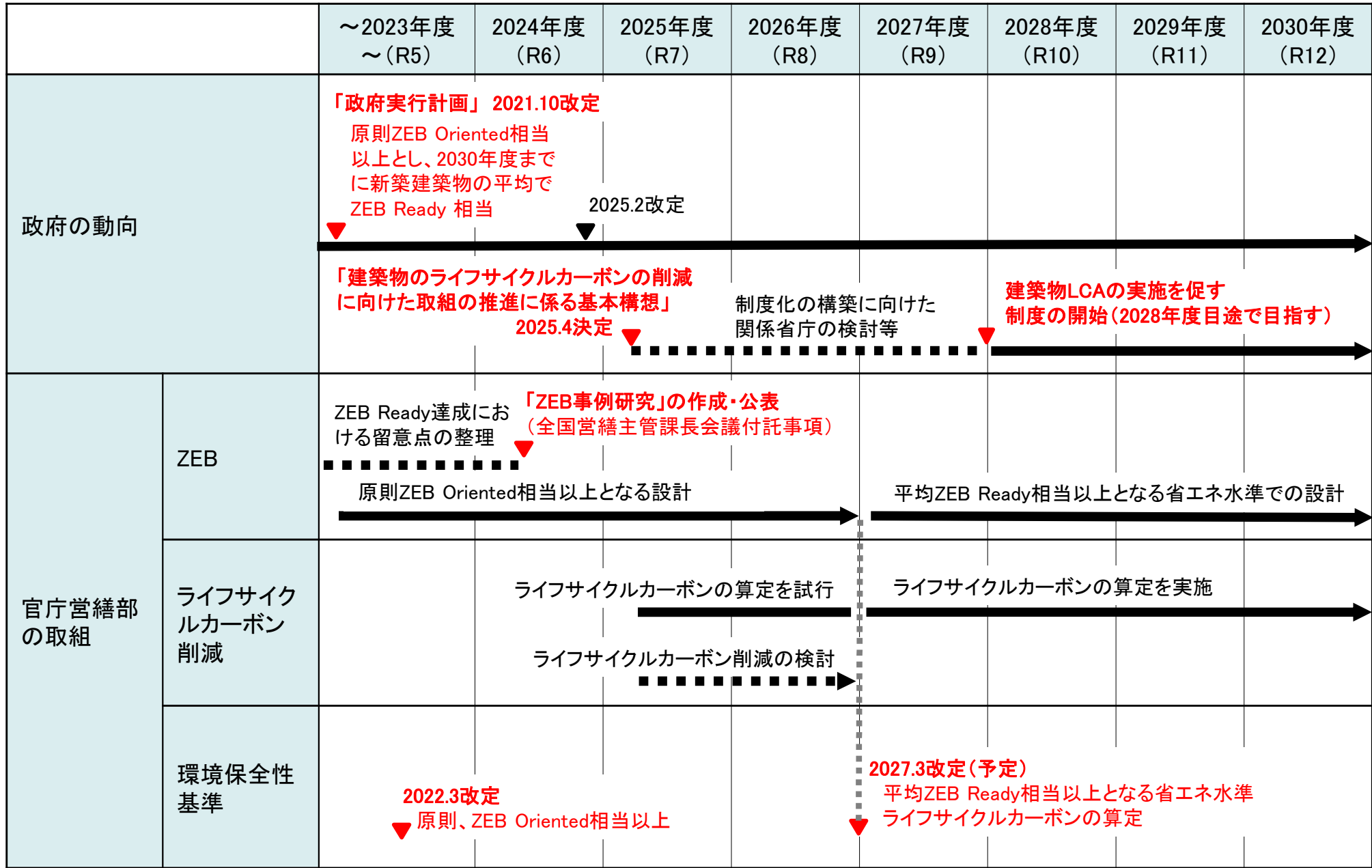
■ 官庁営繕部の取組

- 新築の設計段階においてライフサイクルカーボンの算定を試行
 - ・ 標準算定法でアップフロントカーボン（A1からA5）を算定。
 - ・ 更新周期・修繕率等のデフォルト値を用いることで、B3からB5及びC1からC4を自動算定。
 - ・ CASBEEの評価結果及び設計値を入力し、B6とB7を算定。
- ライフサイクルカーボンの削減に向けた検討
 - ・ 設計が完了した官庁施設を対象に、ライフサイクルカーボンを算定。
 - ・ 規模、構造別等で算定結果の分析を行い、削減に向けた課題を整理。



建築物のライフサイクルカーボンの構成と試行における算定方法
(建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想、国際規格 ISO 21930を参考に作成)

官庁施設におけるZEB及びライフサイクルカーボン削減に向けた取組ロードマップ



5. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組（木材利用）

○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

- ・ 令和3年改正：題名変更（旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」）
公共建築物から建築物一般へ対象が拡大
- ・ 木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣、本部員：国土交通大臣他4大臣）による基本方針の策定・実施状況の公表等

○ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】

- ・ コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（災害応急対策活動に必要な施設等を除く）
（旧基本方針：耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化）
- ・ 国民の目に触れる機会が多い部分（エントランスホール、情報公開窓口等）の内装等の木質化を促進

官庁営繕部における取組

- ・ 直轄の官庁営繕事業において木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進する
- ・ 官庁施設の木造化・木質化に用いる技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う（各省各庁・地方公共団体と積極的に連携）

公共発注機関における木材利用のための環境整備

技術基準類の整備

- 新営予算単価
- 木造計画・設計基準
【令和6年改定（令和7年一部改定）】
- 公共建築木造工事標準仕様書
【令和7年改定】
- 木造耐火建築物の整備指針
- 木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事監理に関する留意事項集

人材の育成

- 木材利用推進研修（国土交通大学校）

木造化・木質化を図った官庁施設の整備

○ 木造化



中部森林管理局森林技術・支援センター
ホール



農林水産研究所つくば館水戸ほ場
研修本館

○ 内装等の木質化



大手前合同庁舎
メインエントランス

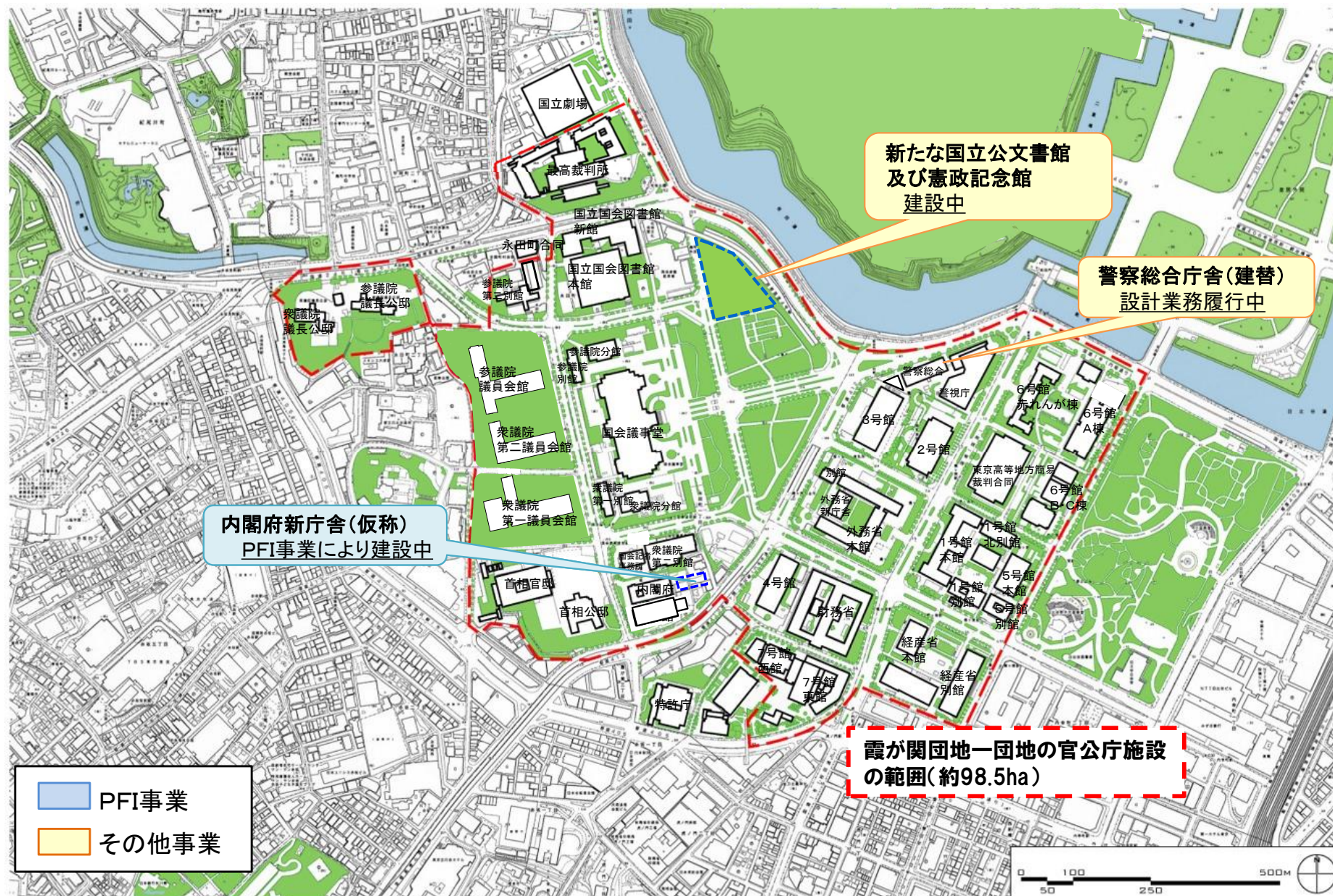


国立アイヌ民族博物館
1階内観

各省各庁や地方公共団体等と連携の上、引き続き木材利用の促進を図る

6. 霞が関地区の主な整備状況

平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえ、官庁営繕部は霞が関地区の官庁施設整備を推進。内閣府新庁舎(仮称)、新たな国立公文書館及び憲政記念館は建設中。



○主要事業の概要

■新たな国立公文書館及び憲政記念館

○「新たな国立公文書館建設に関する基本計画(平成30年3月 内閣府特命担当大臣決定)」に基づき、国会前庭に、「国のかたちや国家の記憶」を伝え将来につなぐ「場」を新たに整備

事業概要

場所: 千代田区永田町(国会前庭)

階数: 地上3階地下4階

面積: 約42,300m²

(憲政記念館・駐車場を含む面積)

今後の予定:

H30年度～ 設計

R3年度～ 埋蔵文化財調査、
憲政記念館取りこわし、
建設工事

(R3年度 憲政記念館代替施設完成)

設計の考え方(「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」関連)

○霞が関地区に立地する施設としてふさわしい外観計画

- ・公文書の重要性を象徴するようなデザイン・国会議事堂との調和
国立公文書館の外観は、国会議事堂と同系色の石を使用し、所蔵資料を守り保存する使命を重厚感と陰影のある意匠で表現。
- ・両館の独自性への配慮・憲政記念館(現建物)の特徴の継承
憲政記念館の外観は、近代建築材料(金属・ガラス)を基調。

○霞が関地区の良好な景観形成

- ・地区全体の景観形成への配慮
皇居を中心としたすり鉢状のスカイライン形成への配慮から、低層にて計画
- ・緑の連続性への配慮
西側道路沿いの既存樹木の保存も含めた、緑地空間の確保



国立公文書館 北側からの鳥瞰



国立公文書館(左)及び憲政記念館西側外観

※図はイメージであり、今後の詳細検討や行政協議により変更となる場合がある

○主要事業の概要

■警察総合庁舎

○警察総合庁舎は、所要の耐震性能を有しておらず、また、狭隘であること、経年による老朽化が著しい等の理由から、改築(現地建替)するものである。

事業概要

場所: 千代田区霞が関2-1-1

階数: 地上14階地下1階

面積: 約45,600㎡

スケジュール:

R3年度～ 設計

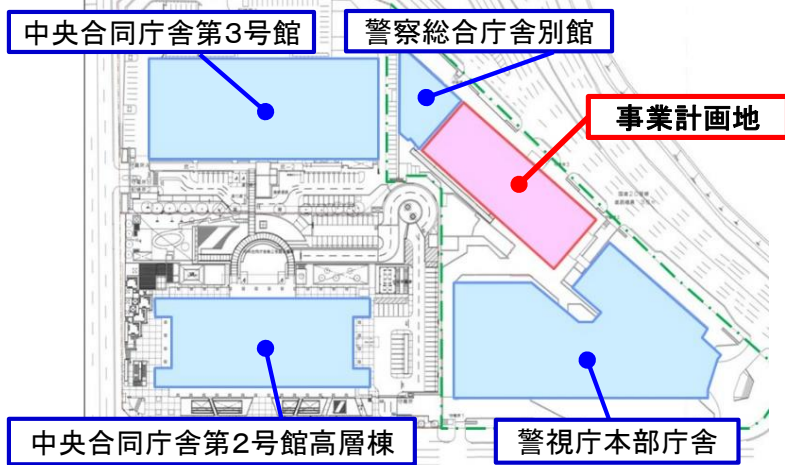
R7年度以降～ 工事着手予定



外観(基本設計段階)



外観(基本設計段階)



新庁舎計画地

※図はイメージであり、今後の詳細検討や行政協議により変更となる場合がある

○主要事業の概要

■内閣府新庁舎(仮称)

○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成27年) 附帯決議(※)を踏まえ、内閣府にて施設整備を決定

(※)各所に分散している内閣官房及び内閣府の事務棟について、両組織の機能強化及び業務の効率的な遂行に資するよう、更なる集約化に取り組むこと

事業概要

事業方式:PFI事業(BTO方式)

事業内容:新庁舎の整備(付属施設を含む)、
内閣府庁舎等の改修等、
新庁舎、内閣府庁舎、8号館等の維持管理・運営

場所:東京都千代田区永田町1-6-1他

階数:地上12階地下2階 面積:約23,530㎡

スケジュール:R2年度 PFI事業契約締結

R9年度 施設完成予定

R21年度 PFI事業終了予定

※現在、新庁舎を建設中



新庁舎計画地



外観(実施設計段階)

※図はイメージであり、今後の詳細検討や行政協議により変更となる場合がある

【参考】ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)について

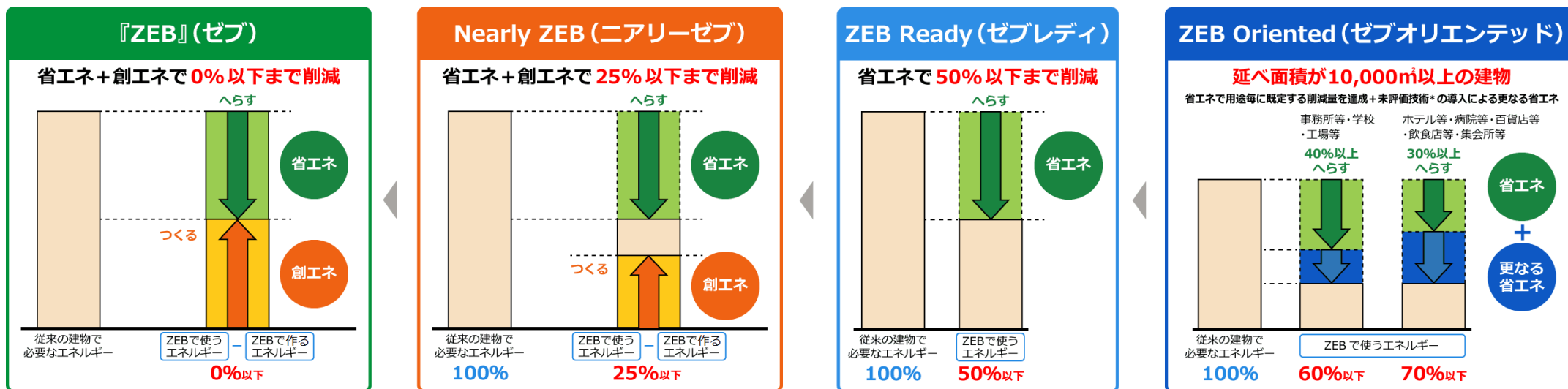
ZEBは、50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入によりエネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて

- ①『ZEB』(100%以上削減)
- ② Nearly ZEB (75%以上100%未満削減)
- ③ ZEB Ready (再生可能エネルギー導入なし) と定義されています。

また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術※を導入している建築物のうち、延床面積1万㎡以上のものを

- ④ ZEB Oriented と定義されています。

(「地球温暖化対策計画」(R7.2.18)を基に作成)



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

ZEBの定義(環境省HPより)

※未評価技術：エネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)で計算できない技術のうち、(公社)空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ公表された技術。令和7年2月現在、「自然換気システム」、「照明のゾーニング制御」、「自然採光システム」など23の技術が公表されている。